

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会助成公募審査基準・公募枠

審査事項		審査項目	説明
基本項目	共通事項	運営の透明性	団体の活動内容を積極的に公開する努力をしているか。また運営面等において透明性を確保しているか。
		活動の状況	社会的使命の実現に向けて計画的に活動しているか。
		団体の将来性	将来的に着実な活動が可能か。
		経費の妥当性	申請事業にかかる経費が適当か。
		事業の必要性	団体の活動の目的に照らして必要な事業か。
		募金の協力の有無	募金の協力団体、または今後の協力が可能な団体
個別項目	先駆的モデル的事業	先駆的・独創性	事業内容が先駆的であり、社会的課題を解決することが期待できるか。
		市民への貢献度	市民福祉への向上に貢献できるか。
		事業の実現性・手法の具体性	計画が具体的で無理なく、実現が可能なものか。

本助成事業における募集枠(コース)は次の通り

1. 通常助成

(4) 育成枠

◇助成上限:1団体5万円上限

◇助成対象:NPO 法人もしくは法人格のない任意団体で、活動基盤が脆弱な団体の運営費助成、子どもの居場所、当事者支援団体、高齢者や母親クラブ等の利用者の会等

◇助成内容:研修会、交流会、啓発広報等

※(4)は設立から1年以上の団体を対象とする。。また、(4)の交流会事業については、高齢者や障がい者等の参加を条件とし、地域の見守り活動の視点を入れること。

2. 啓発広報枠

(1) 特別助成

◇助成上限:10万円を上限とする。

◇助成対象:那覇市内を活動範囲とする団体等

◇助成内容:地域の新たな課題への対応を図る事業、記念大会、全国大会への派遣

(2) 備品整備助成

◇助成上限:20万円を上限とする(購入金額の75%以内が上限)

◇助成対象:福祉団体等が福祉サービス提供のために日々使用する備品購入

◇助成内容:備品整備等

※(1)(2)共に、助成対象は単年度事業とする。また、本事業の備品整備助成を受けた団体は、事業終了年度後から5年間は備品整備助成には申請できないものとする。

附 則

この基準は、令和7年6月1日から施行する。